

常総市から農家の皆さんへ補助金のお知らせ

①の補助金は主食用米を生産・販売している農家の方が対象です。

②の補助金は全ての農家の方が対象です。

※①と②は、要件を満たす方であれば、それぞれの受給が可能です。ぜひご活用ください。

① 水田農業経営支援事業



事業趣旨	今までに米価下落の影響を受けた水稻生産者の営農負担軽減を目的に、次期作における農業用資材等経費の一部として補助金を交付する事業です。
対象者	市内に住所を有する農家個人又は農業法人
要件	下記の要件をすべて満たす方 ○令和4年度水稻生産実施計画（営農計画書）を提出している方 ○主食用米を10a以上耕作し、かつ生産調整達成者 ○市税等に滞納がない方
交付額	10aあたり3,000円 ※計画書の「水稻生産数量目標に相当する数値」を上限に交付します ※1,000円未満の端数は切り捨てとなります
申請期間	令和4年10月3日（月）～令和5年1月31日（火）
交付日	各受付月の翌月を予定しています ※初回交付日は12月となります
手続き	①水田農業経営支援補助金申請書兼請求書（様式第1号） ②申請者名義の振込先口座の通帳等の写し ③令和4年度に主食用米を出荷・販売したことが分かる書類
提出先	市役所農政課窓口（受付は平日8時30分～17時）

② 農業者向け原油価格・物価高騰対策支援事業



事業趣旨	施設園芸の暖房費のほか、肥料・飼料代など物価高騰による農業者への影響を緩和するため、補助金を交付する事業です。
対象者	市内に住所を有する農家個人又は農業法人
要件	下記の要件をすべて満たす方 ○令和3年分で農業収入を15万円以上申告した農業者 ○販売実績がある農業者 ○今後も営農を継続する意思がある農業者 ○市税等に滞納がない方
交付額	一律5万円
申請期間	令和4年10月3日（月）～令和5年1月31日（火）
交付日	各受付月の翌月を予定しています
手続き	①農業者向け原油価格・物価高騰対策支援補助金申請書兼請求書（様式第1号） → 農政課窓口で配布します。 ②申請者名義の振込先口座の通帳等の写し ③令和3年分農業収入を申告したもの ④令和3年に農畜産物を販売したことが分かる書類
提出先	市役所農政課窓口（受付は平日8時30分～17時）

問合せ 常総市役所 農政課 0297-23-9037（直通） 0297-23-2111（代表）